

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加(140人[令和7年度まで])
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加(93事業体[令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

定住促進対策型、交流対策型

1. 定住促進対策型、交流対策型(旧 農山漁村活性化整備対策)

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- 事業期間 原則3年間(最大5年間)

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

2. 産業支援型(旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業)

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体※2
中小企業者※3
- 事業期間 原則1年間

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要

※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



販売・交流施設等



EV車等への給電設備

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援の対象とします。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

